

令和7年余市町議会第4回臨時会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 2時35分

○招 集 年 月 日

令和7年5月27日（火曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 会

令和7年5月27日（火曜日）午前10時

○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長	12番	藤 野 博 三
余市町議会副議長	3番	岸 本 好 且
余市町議会議員	1番	山 本 正 行
〃	2番	尾 森 加奈恵
〃	4番	佐 藤 剛 司
〃	5番	内 海 富美子
〃	6番	庄 巖 龍
〃	7番	中 井 寿 夫
〃	8番	川内谷 幸 恵
〃	9番	土 屋 美奈子
〃	10番	伊 藤 正 明
〃	11番	茅 根 英 昭
〃	13番	ジャストミートあたる
〃	14番	大 物 翔
〃	15番	白 川 栄美子
〃	16番	寺 田 進

○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
副 町 長	渡 邊 郁 尚
総 務 部 長	高 橋 伸 明
総 務 課 長	越 智 英 章
財 政 課 長	高 田 幸 樹
税 務 課 長	成 田 文 明
民 生 部 長	阿 部 弘 亨
福 祉 課 長	大 森 直 也
子育て・健康推進課長	新 木 徹 也
保 険 課 長	枝 村 潤
環 境 対 策 課 長	佐々木 大 介
総 合 政 策 部 長	橋 端 良 平
政 策 推 進 課 長	荒 井 拓之介
農 林 水 産 課 長	北 島 貴 光
商 工 観 光 課 長	鈴 木 貴 之
建 設 水 道 部 長	紺 谷 友 之
建 設 課 長	井 上 健 男
まちづくり計画課長	二 木 二 郎
水道課長（併）下水道課長	後 藤 将 人
会計管理者（併）会計課長	小 黒 雅 文
農業委員会事務局長	佐々木 孝 太
教育委員会教育長	前 坂 伸 也
教 育 部 長	浅 野 敏 昭
学 校 教 育 課 長	本 間 憲 明
選挙管理委員会事務局長 （併）監査委員事務局長	小 林 武

○欠 席 議 員 （0名）

○事務局職員出席者

事務局 長 羽 生 満 広
議事係 長 中 山 達 郎
書 記 山 内 千 洋

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
議長の諸般報告
- 第 3 報告第 1 号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(令和 6 年度余市町一般会計補正予算(第 1 2 号))
- 第 4 報告第 2 号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(令和 6 年度余市町介護保険特別会計補正予算(第 3 号))
- 第 5 報告第 3 号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(令和 6 年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号))
- 第 6 報告第 4 号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(令和 6 年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号))
- 第 7 報告第 5 号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(令和 6 年度余市町水道事業会計補正予算(第 6 号))
- 第 8 報告第 6 号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(令和 6 年度余市町下水道事業会計補正予算(第 5 号))
- 第 9 議案第 1 号 工事請負契約の締結
について
- 第 1 0 議案第 2 号 工事請負契約の締結
について
- 第 1 1 議案第 3 号 工事請負契約の締結

について

- 第 1 2 発議案第 1 号 余市町議会の個人情報
の保護に関する条例の一部を改正
する条例案

開 会 午前 1 0 時 0 0 分

○議長(藤野博三君) ただいまから令和 7 年余市町議会第 4 回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 16 名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案 3 件、発議案 1 件、報告 6 件、他に議長の諸般報告です。

○議長(藤野博三君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議席番号 8 番、川内谷議員、議席番号 9 番、土屋議員、議席番号 10 番、伊藤議員、以上のとおり指名いたします。

○議長(藤野博三君) 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○6 番(庄 巖龍君) 令和 7 年余市町議会第 4 回臨時会開催に当たり、23 日午前 10 時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員 7 名出席の下、さらに説明員として渡邊副町長、高橋総務部長、越智総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案 3 件、発議案 1 件、報告 6 件、他に議長の諸般報告でございます。

会期につきましては、本日１日と決定いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りににつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第３、報告第１号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和６年度余市町一般会計補正予算（第12号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第４、報告第２号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和６年度余市町介護保険特別会計補正予算（第３号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第５、報告第３号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和６年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第２号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第６、報告第４号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和６年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第７、報告第５号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和６年度余市町水道事業会計補正予算（第６号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第８、報告第６号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和６年度余市町下水道事業会計補正予算（第５号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第９、議案第１号 工事請負契約の締結についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、議案第２号 工事請負契約の締結についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、議案第３号 工事請負契約の締結に

ついてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第12、発議案第１号 余市町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

以上を申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（藤野博三君） ただいま委員長から報告のとおり、今期臨時会の会期は本日１日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日１日と決定いたしました。

なお、今期臨時会は、地方自治法第121条第１項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第３条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（藤野博三君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の２第３項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、余市町情報公開条例第30条の規定によります運用状況についての報告が町長からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

なお、それぞれの詳細につきましては、関係書類を事務局に保管しておりますので、必要な場合はご覧いただきたいと思います。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（藤野博三君） 日程第3、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長（高田幸樹君） ただいま上程されました報告第1号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第1号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました令和6年度余市町一般会計補正予算（第12号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和6年度余市町一般会計補正予算（第12号）の内容につきましては、歳出において寄附等に伴う基金への積立金の整理のほか、今後の財政需要に備えての基金への積立金の補正計上、ふるさと納税による寄附額の増加に伴う経費の追加計上、各種事業費確定見込みによる減額と財源の組替え計上、各特別会計等の決算確定見込みに伴う繰出金等の精算に加え、公債費における一時借入金利子の減額補正を行ったものでございます。

また、歳入につきましては、地方交付税や寄附金の計上、さらには地方譲与税等各種交付金をはじめ、各種事業費の確定見込みなどによる国庫及び道支出金の追加及び減額、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入の追加のほか、町債の減額により調整を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年5月27日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和6年度余市町一般会計補正予算（第12号）。

令和6年度余市町の一般会計の補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,003万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億2,574万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

歳出からご説明申し上げます。9ページをお開き願います。下段でございませう。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、補正額4億2,745万2,000円、24節積立金4億2,745万2,000円につきましては、寄附等に伴う基金への積立金の整理のほか、今後の財政需要に備えての基金への積立金の補正計上でございませう。内訳といたしまして、財政調整基金積立金35万5,000円、減債基金積立金4,019万1,000円、社会福祉施設等建設基金積立金5万9,000円、職員等退職手当負担金基金積立金2,003万3,000円、公共施設建設整備基金積立金1億8,018万3,000円、教育施設建設整備基金積立金3,509万2,000円、余市町ふるさと応援寄附金基金積立金1億5,165万4,000円、森林環境譲与税基金積立金12万6,000円の減、町営住宅敷金基金積立金8,000円、災害見舞金基金積立金3,000円の補正計上でございませう。

5目企画費、補正額4,250万円、12節委託料

4,250万円につきましては、寄附金の増に伴いますふるさと納税取扱業務委託料の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

10目介護保険費、補正額2,914万9,000円の減、27節繰出金2,914万9,000円の減につきましては、介護保険特別会計繰出金の決算見込みによる減額補正でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目予防費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

5目国民健康保険費、補正額545万8,000円の減、27節繰出金545万8,000円の減につきましては、国民健康保険特別会計繰出金の決算見込みによる減額補正でございます。

9目後期高齢者医療費、補正額517万1,000円の減、27節繰出金517万1,000円の減につきましては、後期高齢者医療特別会計繰出金の決算見込みによる減額補正でございます。

4款衛生費、3項上水道費、1目上水道施設費、補正額6万9,000円、18節負担金補助及び交付金6万9,000円につきましては、水道事業会計負担金の決算見込みによる補正計上でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、補正額382万9,000円の減につきましては、各事業費の確定見込みに伴う減額補正計上でございます。内訳といたしまして、14節工事請負費322万3,000円の減額補正と18節負担金補助及び交付金60万6,000円の減額補正でございます。

8款土木費、3項河川費、1目河川総務費、補正額487万3,000円の減、14節工事請負費487万

3,000円の減につきましては、各河川保全事業費の確定見込みに伴う減額補正でございます。

8款土木費、5項都市計画費、2目公園管理運営事業費、補正額69万2,000円の減、14節工事請負費69万2,000円の減につきましては、各公園環境整備工事の減額補正でございます。

4目公共下水道費、補正額721万3,000円の減、18節負担金補助及び交付金721万3,000円の減につきましては、下水道事業会計負担金の決算見込みに伴います減額補正でございます。

8款土木費、6項住宅費、1目住宅管理費、補正額33万6,000円の減、12節委託料33万6,000円の減につきましては、各団地環境整備事業費の確定見込みに伴います減額補正でございます。

次のページをお開き願います。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額120万8,000円の減につきましては、教職員住宅解体事業費の確定見込みに伴います減額補正でございます。内訳といたしまして、12節委託料42万2,000円の減額補正と14節工事請負費78万6,000円の減額補正でございます。

3目教育指導費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

11款公債費、1項公債費、2目利子、補正額206万1,000円の減、22節償還金利子及び割引料206万1,000円の減につきましては、一時借入金金利子の減額補正でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。

4ページをお開き願います。中段でございます。

2、歳入、2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、補正額431万円の減、1節地方揮発油譲与税431万円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

2款地方譲与税、2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、補正額332万円、1節自動車重量譲与税332万円につきましては、額の確定による補正計上でございます。

2 款地方譲与税、3 項森林環境譲与税、1 目森林環境譲与税、補正額13万7,000円の減、1 節森林環境譲与税13万7,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金、1 目利子割交付金、補正額20万1,000円の減、1 節利子割交付金20万1,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、1 目配当割交付金、補正額262万円、1 節配当割交付金262万円につきましては、額の確定による補正計上でございます。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金、1 目株式等譲渡所得割交付金、補正額775万円、1 節株式等譲渡所得割交付金775万円につきましては、額の確定による補正計上でございます。

6 款法人事業税交付金、1 項法人事業税交付金、1 目法人事業税交付金、補正額103万9,000円の減、1 節法人事業税交付金103万9,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

7 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、1 目地方消費税交付金、補正額1,466万4,000円、1 節地方消費税交付金1,466万4,000円につきましては、額の確定による補正計上でございます。

8 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、1 目ゴルフ場利用税交付金、補正額1万1,000円の減、1 節ゴルフ場利用税交付金1万1,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

次のページをお開き願います。9 款環境性能割交付金、1 項環境性能割交付金、1 目環境性能割交付金、補正額159万1,000円、1 節環境性能割交付金159万1,000円につきましては、額の確定による補正計上でございます。

10 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、1 目地方特例交付金、補正額247万7,000円、1 節地

方特例交付金247万7,000円につきましては、額の確定による補正計上でございます。

11 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、補正額8,284万4,000円、1 節地方交付税8,284万4,000円につきましては、額の確定による普通交付税5,841万5,000円と特別交付税2,442万9,000円の補正計上でございます。

12 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金、1 目交通安全対策特別交付金、補正額42万3,000円の減、1 節交通安全対策特別交付金42万3,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、補正額68万7,000円、1 節社会福祉費国庫負担金68万7,000円につきましては、低所得者保険料軽減負担金の補正計上でございます。

2 目衛生費国庫負担金、補正額108万5,000円の減、1 節保健衛生費国庫負担金108万5,000円の減につきましては、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金99万8,000円の減額補正のほか、未就学児均等割保険料軽減負担金1万8,000円の補正計上と産前産後保険料軽減負担金10万5,000円の減額補正でございます。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、補正額122万8,000円、1 節総務費国庫補助金122万8,000円につきましては、個人番号カード交付事務費補助金122万8,000円の補正計上でございます。

5 目土木費国庫補助金、補正額954万5,000円につきましては、各事業費の確定見込みに伴うものでございます。内訳といたしまして、1 節道路橋りょう費国庫補助金956万円の補正計上と3 節都市計画費国庫補助金1万5,000円の減額補正でございます。

16 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費道負担金、補正額31万2,000円の減、1 節社会福祉費道負担金31万2,000円の減につきましては、低所得者

保険料軽減負担金の減額補正でございます。

2目衛生費道負担金、補正額774万8,000円の減、1節保健衛生費道負担金774万8,000円の減、内訳といたしまして国民健康保険に係る保険基盤安定負担金469万円の減、後期高齢者医療に係る保険基盤安定負担金301万5,000円の減、未就学児均等割保険料軽減負担金9,000円の補正計上のほか、産前産後保険料軽減負担金5万2,000円の減額補正でございます。

16款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補助金、補正額1万1,000円、1節総務費道補助金1万1,000円につきましては、移動通信用鉄塔施設整備事業費起債償還費補助金1万1,000円の補正計上でございます。

17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、補正額166万3,000円、1節利子及び配当金166万3,000円につきましては、基金より生じる利子の補正計上でございます。

17款財産収入、2項財産売却収入、2目不動産売却収入、補正額467万2,000円、1節土地建物売却収入467万2,000円につきましては、土地売却収入の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額1億5,092万6,000円、1節総務費寄附金1億5,092万6,000円につきましては、7,723件の余市町ふるさと応援寄附金1億2,792万6,000円と余市町まち・ひと・しごと創生推進プロジェクト応援寄附金2,300万円としてザボ株式会社様からの100万円、株式会社あいホーム様からの100万円、株式会社ダイナトレック様からの100万円、株式会社オキ・ホールディングス様からの50万円、有限会社リベルテ様からの10万円、北新マテリアル株式会社様からの10万円、株式会社カーヴ・ド・リラックス様からの20万円、株式会社J E C C様からの100万円、木村情報技術株式会社様からの1,000万円、ホクレン農業協同組合連合会様からの100万円、株式会社トヨタレンタ

リース札幌様からの500万円、匿名を希望される事業者様からの200万円のほか、ジョブマネ株式会社様からのご寄附でございます。いずれもご寄附をいただいた方からのご意向に沿った予算措置をさせていただきます。

19款繰入金、3項余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、1目余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、補正額4,250万円、1節余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金4,250万円につきましては、歳出におけるふるさと納税取扱業務委託料の増に伴います補正計上でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額7,617万1,000円、1節繰越金7,617万1,000円につきましては、繰越金の補正計上でございます。

21款諸収入、2項町預金利子、1目町預金利子、補正額81万9,000円、1節町預金利子81万9,000円につきましては、預金利子の補正計上でございます。

21款諸収入、5項雑入、1目雑入、補正額4,200万9,000円、1節雑入4,200万9,000円につきましては、内訳といたしまして確定見込みによる北後志地区介護認定審査会事業町村負担70万2,000円の減、北海道市町村職員退職手当組合からの退職手当事前納付金精算還付金1,787万7,000円、調停の成立に伴う調停解決金1,456万7,000円のほか、新型コロナウイルス定期接種ワクチン確保事業助成金1,026万7,000円の補正計上でございます。

22款町債、1項町債、1目土木債、補正額ゼロ円につきましては、事業費の確定見込みに伴います補正計上でございます。節別に申し上げますと、2節住宅債10万円につきましては各団地環境整備事業債の減額計上でございます。3節都市計画事業債10万円の減につきましては、各公園環境整備事業債の減額補正でございます。

2目公共施設等適正管理推進事業債、補正額100万円の減、1節公共施設等適正管理推進事業債100万円の減につきましては、事業費の確定見込み

に伴います教職員住宅解体事業債の減額補正でございます。

3目緊急自然災害防止対策事業債、補正額760万円の減、1節緊急自然災害防止対策事業債760万円の減につきましては、事業費の確定見込みに伴います河川護岸補修事業債480万円の減額補正と町道法面对策事業債280万円の減額補正でございます。

4目脱炭素化推進事業債、補正額70万円の減、1節脱炭素化推進事業債70万円の減につきましては、事業費の確定見込みに伴います公共施設等脱炭素化事業債の減額補正でございます。

5目過疎対策事業債、補正額1,090万円の減、1節過疎対策事業債1,090万円の減につきましては、事業費の確定見込みに伴います橋りょう補修整備事業債930万円の減額補正と過疎地域持続的発展特別事業債160万円の減額補正でございます。

次に、地方債補正につきましてご説明申し上げます。3ページの上段をお開き願います。第2表、地方債補正につきましては、事業費の確定見込み等に伴う起債限度額の補正でございます。起債の目的、補正前限度額、補正後限度額の順にご説明申し上げます。1、変更、起債の目的、各団地環境整備事業債、補正前限度額2,010万円、補正後限度額2,020万円。各公園環境整備事業債、補正前限度額1,530万円、補正後限度額1,520万円。教職員住宅解体事業債、補正前限度額540万円、補正後限度額440万円。河川護岸補修事業債、補正前限度額600万円、補正後限度額120万円。町道法面对策事業債、補正前限度額1億1,000万円、補正後限度額1億720万円。公共施設等脱炭素化事業債、補正前限度額5,800万円、補正後限度額5,730万円。橋りょう補修整備事業債、補正前限度額4,830万円、補正後限度額3,900万円。過疎地域持続的発展特別事業債、補正前限度額7,100万円、補正後限度額6,940万円。

以上、報告第1号につきまして提案理由のご説

明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13番（ジャストミートあたる君） まず、歳入全体なのですが、見た限り入湯税が書かれていないということで、僕の見間違いなら、入湯税ないのでしょけれども、これ進展ないということですかねというのが1点。進展ないかどうかというのと、あと7ページ、15款の個人番号カード交付事務費補助金、これ内容どうやっているかお示しいただきたいというのと、その下、17款の不動産売払収入というのがありますけれども、これ内容どうなっているかというのもお聞きしたい。

あとは、22款2目の適正管理というところなのですが、以前いろいろ事件がありましたけれども、適正管理というのはどうなっているのかもお聞きしたい。

以上の4点です。

○税務課長（成田文明君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問に答弁させていただきたいと存じます。

1点目の歳入、入湯税に関するご質問でございました。端的に申し上げて進展があるのか、そのような質問だったかと存じます。結論から申しまして、令和6年度の予算書上の影響性というのはございません。進展につきましては、この場で開示できるような状況はございません。

○福祉課長（大森直也君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問にご答弁申し上げます。

個人番号カード交付事務手数料補助金の内容についてのご質問でございます。これにつきましては、令和6年度におけるマイナンバーカードの交付、更新及び電子証明の発行等によるそれにかかった経費につきまして国の補助を受けたものでございます。

○財政課長（高田幸樹君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問に財政課から答弁させていただきたく存じます。

3点目の不動産売払収入の内容につきましてですが、こちらの部分につきましては道河川改修に伴う町有地の売払いといたしまして運動公園及び総合体育館用地の一部と余市町図書館用地の一部につきまして売払いさせていただいたものでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

続きまして、4点目の22款町債、公共施設等適正管理推進事業債の部分につきましてのご質問でございますが、こちらにつきましては本町様々な公共施設につきまして公共施設の在り方の検討というものを行っております。そういった計画の中で教職員住宅につきましてもう使わないという部分につきましては、老朽化の部分も含めまして解体させていただいている次第でございます。今回ご提案いたしました起債、町債の減額補正につきましては、決算確定見込みに伴います減額補正ということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○13番（ジャストミートあたる君） 分かりました。やっぱり思ったとおりの入湯税に関しては説明なしと。しかしながら、あれから状況変わっていないのだなということが見受けられます。いまだに入湯税が取られて納められていないにもかかわらず利用者は100円を払っているわけです。これがまだ進捗ない、もう5年以上たって進捗ないということは、これに町民に知らせるという努力を怠っていると私は見ます。なので、あまりよろしくはないのではないかと。

それで次、個人番号交付金なのですが、今は振り仮名を振ることがマイナンバーに求められておりますが、これ中に入っているのかなということです。前年度の予算にこの振り仮名用が入っている予算なのか、もう一回確かめたいです。

この売払収入の内容なのですけれども、売払い先というのを聞けたら聞きたいです。よろしくお願いします。

○福祉課長（大森直也君） 13番、ジャストミートあたる議員再度のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の補助金には、今戸籍のほうに振り仮名が入るということで事務を進めておりますが、この補助金に関しましてはあくまでもマイナンバーの交付、更新に係るものでございますので、振り仮名に係るものではないという認識をしてございます。

○財政課長（高田幸樹君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問に答弁させていただきたく存じます。

不動産売払収入の売り相手先ということでございますので、こちらにつきましては先ほどご説明させていただきましたとおり道河川の改修工事に伴うものでございますので、買受けにつきましては北海道知事ということになっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○2番（尾森加奈恵君） では、2点ほど質疑させていただきます。

まずは、8ページの21款諸収入の5項雑入、1目雑入、新型コロナウイルス定期接種ワクチン確保事業助成金の1,026万7,000円についてお伺いします。こちらは、ほかの補助金などと異なり、雑入という項目で整理されている理由についてお伺いします。

そして、2点目ですが、9ページの歳出、2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、ふるさと納税取扱業務委託料4,250万円についてお伺いします。今回の補正でふるさと納税取扱業務委託料の総額は9億2,637万円となりますが、この委託料の内訳とどのような業務に対して支出されているのかお伺いします。

以上、よろしくお願いします。

○子育て・健康推進課長（新木徹也君） 2番、尾森議員からの質問に答弁させていただきます。

まず、なぜ雑入かというご質問だったかと思いますが、こちらのほうは国からの助成金なのですが、国から基金管理団体のほうに交付指示が出ておりまして、そちらのほうから助成金が市町村に入ってきているので、雑入という科目で設定させていただいておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

○政策推進課長（荒井拓之介君） 2番、尾森議員の質問に答弁いたします。

先ほど尾森議員のほうから9億2,650万円という金額がありましたけれども、私どもの資料では委託料としては7億4,920万円となっております。3月に補正させていただいたときに7億670万円となりまして、今回の4,250万円の補正で7億4,920万円の委託料となったというふうに理解しております。委託料の内訳ですけれども、こちらはシフトプラスという会社にお支払いしておりますふるさと納税代行一括業務の委託料になりますので、よろしくお願いします。

○2番（尾森加奈恵君） 1件目の雑入の点については、承知しました。

2件目のふるさと納税取扱業務委託料なのですが、では9ページの企画費の9億2,637万円の中にはこの委託料のほかにも何か含まれているということなのか、再度お伺いします。

○財政課長（高田幸樹君） 2番、尾森議員の再度のご質問に財政課のほうから答弁させていただきます。たく存じます。

尾森議員おっしゃってございました9億2,637万円につきましては、2款1項5目企画費全体の金額になってございます。それにつきましては、1節報酬から18節負担金補助及び交付金まで含まれておりますので、先ほど政策推進課長から申し上げました7億何がしの金額につきましてはあくまでもふるさと納税取扱業務委託料としての補正後

の金額ということになりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○2番（尾森加奈恵君） 企画費ということで、ふるさと納税の業務の委託料自体は7億何がしということで、こちらは承知したのですが、8ページの18款の寄附金の2目の総務費寄附金はふるさと応援寄附金と他の寄附金を合わせた総額が15億5,588万4,000円と記載されています。これを見て、そして7億何がしであれば、ふるさと応援寄附金の募集の経費は5割以下に抑えられていると思いますけれども、今年の10月からその経費基準というのが厳格化される予定になっていきますけれども、現在の支出割合について町として妥当と考えているのか、今後何か見直しなどはしないのかお伺いします。

○政策推進課長（荒井拓之介君） 2番、尾森議員の再度の質問にご答弁いたします。

経費率が妥当かどうかということなのですからけれども、経費率につきましては国のほうで5割以下と決められております。その中で私どもとしてはできることをやっていこうというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○14番（大物 翔君） 今は、専決処分に伴う議案ということなので、1点だけ確認込めて教えていただきたい。私の聞き漏らしの可能性あるので、そこはご容赦いただきたいのですが、6年度の単年度の収支見通しはどの程度になるのか、1点だけ教えてください。

○財政課長（高田幸樹君） 14番、大物議員のご質問に私のほうから答弁させていただきたく存じます。

令和6年度一般会計につきまして収支見通し、見込みということでございますけれども、現状で今見込みとして持っているのが実質収支につきまして約3億6,000万円程度というふうに見ておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

○13番（ジャストミートあたる君） 討論についてお伺いしたいのですが、議長に、この討論に関して執行部に対する質問によってはいきなり討論が浮かぶときがあります。そういったときに事前に議長に言わなければいけない、これ質問の後には無理ですよね。ということは、今討論がありませんかということに対して討論がある場合、これは議長はできないと議長室でおっしゃられて、局長はできると、こういった二律背反的なことを説明受けて結果的にどうなのかということ、ここで議長のお口でお示しいただきたい。つまり突発的な討論というのはできるかできないかというのをお伺いしたいです。

○議長（藤野博三君） 討論につきましては、議会運営基準の中に討論のある場合は前もって議長に申し入れるということになっています。ただ、賛否については、そこには書かれてありません。本来は、討論がある場合は議長に、または事務局通じて議長に討論がありますということを事前に申し入れて、それが議会運営基準に書かれてありますので、運営基準は遵守されるべきものですので、それは守っていただきたいと思います。

（「議事進行」の声あり）

議事進行と議長としては意味は分かりませんが、それでも、まず発言してください。

○13番（ジャストミートあたる君） 僕は、できるかできないかを明確にさせていただきたい。議長から再三できないと言われているわけですが、僕は。しかしながら、できると、基本的にできるはずなのです。しかしながら、前もって言わなければできないというような今お答えだったのですけれども、できるならできる、できないならできない、突発的な討論ですよ、お示しいただきたい、この公の場で。二律背反的なことがどっちからも言われるので、局長からはできるけれども、やめてくださいと言われています。やれるならやりたいですと言ったところ、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・だから、
どうなのかということをちゃんとお伺いしたい。
できるならできる、できないならできない、例えばこういった突発的な討論です。お願いします。

○議長（藤野博三君） 議会運営基準では、・・・・・・になっています。ただ、現実問題として……

（何事か声あり）

いや、それはできるということです。できるけれども、事前に議長に申し入れることと、議会運営基準にはそういうふうに書かれております。皆さん議会運営基準を読んでいただければ分かります。事前に議長に申し入れるとは書かれています。

（「議事進行」の声あり）

○14番（大物 翔君） 今採決の前の討論をどうするかという話でございますけれども、いずれにしましても一旦休憩取ってその辺整理されるのがよろしいかと思います。ここは、公議の場でございますので、よろしくお取り計らい願います。

○議長（藤野博三君） 議事の都合上、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午後 1時00分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの13番、ジャストミートあたる議員の議事進行発言につきまして休憩の中で確認させていただきましたが、議会運営基準にあります原則としてあらかじめ申し出ることにしましては既に討論が予定されている場合を想定しており、突発的な討論が可能かどうかということにつきましては議題に対する質疑等を聞いた上で、また質疑を行った上で行う討論についてはあらかじめ申出がなくても可能と考えておりますので、先ほどの私の発言につきましては取消しをさせていただきたいと思います。

また、議員は、議会運営に対して協力することが求められるものでありますので、討論を行うに当たってはその辺を十分ご理解の上、行っていたくようお願いいたします。

また、先ほどの13番、ジャストミートあたる議員の・・・・・・発言については、取消しを命じます。

それでは、討論はありませんか。

（「反対討論」の声あり）

○13番（ジャストミートあたる君） 専決の報告第1号について反対討論させていただきます。

1点なのですが、やはり入湯税が記されていないということが町民に対する説明責任を果たしていないということに私は大変疑念を覚えております。5年たっても、これは令和6年度ですから、3月末締めで収まらなかったものがここに表れておと思うのですが、それに対してまだ何かの進捗もないし、それも説明できないということなので、これ町民に対しての説明がなっていない予算というか、専決だと思いますので、明確に反対したいと思います。町民の説明を優先していただきたいと思います。

以上、反対討論です。

○議長（藤野博三君） 次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより報告第1号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

異議がありますので、これより起立により採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

賛成多数であります。

よって、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（藤野博三君） 日程第4、報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（枝村 潤君） ただいま上程されました報告第2号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第2号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました令和6年度余市町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和6年度余市町介護保険特別会計補正予算(第3号)の内容につきましては、歳出において総務費、保険給付費、地域支援事業費の確定見込

みに伴う不用額の減額等を行ったものでございます。

また、歳入につきましては、各経費の特定財源となります国庫支出金等の確定見込みにより収支の調整を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年5月27日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和6年度余市町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度余市町の介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,601万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億9,525万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

初めに、歳出からご説明申し上げます。7ページをお開き願います。中段でございます。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額11万円の減、8節旅費6,000円の減から18節負担金補助及び交付金7,000円の減までにつきましては、事務費等の確定見込みによる減額補正でございます。

1款総務費、2項徴収費、1目賦課徴収費、補正額15万2,000円の減、10節需用費6万7,000円の減から12節委託料2,000円の減までにつきましては、賦課徴収事務に係る経費の確定見込みによる減額補正でございます。

次のページをお開き願います。1款総務費、3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、補正額128万円の減、1節報酬84万9,000円の減から11節役務費3万4,000円の減までにつきましては、介護認定審査会に係る事務費等の確定見込みによる減額補正でございます。

2目認定調査費、補正額247万9,000円の減、4節共済費8万2,000円の減から12節委託料123万4,000円の減までにつきましては、認定調査に係る事務費等の確定見込みによる減額補正でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等給付費、補正額1億5,334万1,000円の減、18節負担金補助及び交付金1億5,334万1,000円の減につきましては、給付費の確定見込みによる減額補正でございます。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等給付費、補正額192万1,000円の減、18節負担金補助及び交付金192万1,000円の減につきましては、給付費の確定見込みによる減額補正でございます。

2款保険給付費、3項その他諸費、1目審査支払手数料、補正額38万3,000円の減、11節役務費38万3,000円の減につきましては、審査支払手数料の確定見込みによる減額補正でございます。

2款保険給付費、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、補正額433万1,000円の減、18節負担金補助及び交付金433万1,000円の減につきましては、高額介護サービス費の確定見込みによる減額補正でございます。

2目高額介護予防サービス費、補正額7万6,000円の減、18節負担金補助及び交付金7万

6,000円の減につきましては、高額介護予防サービス費の確定見込みによる減額補正でございます。

次のページをお開き願います。2 款保険給付費、5 項高額医療合算介護サービス等費、1 目高額医療合算介護サービス費、補正額169万7,000円の減、18節負担金補助及び交付金169万7,000円の減につきましては、高額医療合算介護サービス費の確定見込みによる減額補正でございます。

2 目高額医療合算介護予防サービス費、補正額7万5,000円の減、18節負担金補助及び交付金7万5,000円の減につきましては、高額医療合算介護予防サービス費の確定見込みによる減額補正でございます。

2 款保険給付費、6 項市町村特別給付費、1 目市町村特別給付費、補正額56万2,000円の減、18節負担金補助及び交付金56万2,000円の減につきましては、居宅介護福祉用具貸与費等の確定見込みによる減額補正でございます。

2 款保険給付費、7 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費、補正額679万7,000円の減、18節負担金補助及び交付金679万7,000円の減、2 目特例特定入所者介護サービス費、補正額1万円の減、18節負担金補助及び交付金1万円の減、3 目特定入所者介護予防サービス費、補正額8万円の減、18節負担金補助及び交付金8万円の減、4 目特例特定入所者介護予防サービス費、補正額1万円の減、18節負担金補助及び交付金1万円の減、1 目から4 目までにつきましては給付費の確定見込みによる減額補正でございます。

3 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額834万9,000円の減、18節負担金補助及び交付金834万9,000円の減につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費の確定見込みによる減額補正でございます。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費、補正額

71万6,000円の減、18節負担金補助及び交付金71万6,000円の減につきましては、介護予防ケアマネジメント事業費の確定見込みによる減額補正でございます。

3 款地域支援事業費、2 項一般介護予防事業費、1 目一般介護予防事業費、補正額70万1,000円の減、7 節報償費30万円の減から12節委託料27万6,000円の減までにつきましては、一般介護予防事業費の確定見込みによる減額補正でございます。

次のページをお開き願います。3 款地域支援事業費、3 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費、補正額171万4,000円の減、1 節報酬31万円の減から18節負担金補助及び交付金8万8,000円の減までにつきましては、包括的支援事業に係る各経費の確定見込みによる減額補正でございます。

2 目任意事業費、補正額342万7,000円の減、7 節報償費5万円の減から19節扶助費45万6,000円の減までにつきましては、任意事業に係る各経費の確定見込みによる減額補正でございます。

3 款地域支援事業費、4 項その他諸費、1 目審査支払手数料、補正額9万1,000円の減、11節役務費9万1,000円の減につきましては、審査支払手数料の確定見込みによる減額補正でございます。

5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金、補正額228万9,000円、24節積立金228万9,000円につきましては、繰越金の確定見込みによる基金積立金の補正計上でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。4 ページをお開き願います。2、歳入、1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者保険料、補正額3,793万4,000円の減、1 節現年度分特別徴収保険料3,248万6,000円の減及び2 節現年度分普通徴収保険料544万8,000円の減につきましては、給付費の確定見込みによる減額補正でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給

付費負担金、補正額3,212万9,000円の減、1節現年度分3,212万9,000円の減につきましては、介護給付費に係る国庫負担金の確定見込みによる減額補正でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金、補正額1,349万8,000円の減、1節現年度分調整交付金1,349万8,000円の減、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額246万4,000円の減、1節現年度分246万4,000円の減、3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）、補正額197万9,000円の減、1節現年度分197万9,000円の減、1目から3目までにつきましては交付金の確定見込みによる減額補正でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額4,555万7,000円の減、1節現年度分4,555万7,000円の減、2目地域支援事業支援交付金、補正額266万1,000円の減、1節現年度分266万1,000円の減、1目及び2目につきましては交付金の確定見込みによる減額補正でございます。

5款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金、補正額2,270万5,000円の減、1節現年度分2,270万5,000円の減につきましては、介護給付費に係る道負担金の確定見込みによる減額補正でございます。

5款道支出金、2項道補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額123万3,000円の減、1節現年度分123万3,000円の減、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）、補正額99万円の減、1節現年度分99万円の減、1目及び2目につきましては地域支援事業に係る交付金の確定見込みによる減額補正でございます。

次のページをお開き願います。5款道支出金、3項道委託金、1目介護扶助費委託金、補正額9,000円、1節介護扶助費委託金9,000円につつま

しては、生活保護要保護者の介護認定に係る費用の確定見込みによる補正計上でございます。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、補正額15万5,000円、1節利子及び配当金15万5,000円につきましては、基金から生じる利子による補正計上でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、補正額2,152万4,000円の減、1節現年度分2,152万4,000円の減、2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額123万3,000円の減、1節現年度分123万3,000円の減、3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）、補正額99万円の減、1節現年度分99万円の減、4目低所得者保険料軽減繰入金、補正額137万2,000円の減、1節現年度分137万2,000円の減、5目その他一般会計繰入金、補正額403万円の減、1節事務費繰入金403万円の減、1目から5目までにつきましては一般会計繰入金の確定見込みによる減額補正でございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額412万2,000円、1節繰越金412万2,000円につきましては、繰越金の補正計上でございます。

以上、報告第2号につきましてご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13番（ジャストミートあたる君） 2ページの歳出、歳入合計が1億8,600万円の減額補正となりましたが、これ全体的に財政規模縮小しているか、見ていいのか、それとも見込みが多過ぎたのか、どちらなのかということを詳しくご説明いただきたいと思います。

○保険課長（枝村 潤君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問に答弁申し上げます。

ただいまの財政規模の内容でございますが、このたび各事業費の確定見込みによる予算の減額措置を行ったものでございまして、この補正予算を加味した最終予算額は議案にあるとおり23億9,525万4,000円ということになります。ただ、事業費の確定により予算額は減しておりますが、事業そのもの、実績自体は昨年度よりも増加している傾向もございます。参考までに、昨年度の最終予算額については24億1,100万円ということになってございますので、規模としてはそんなに変わりはないものと考えております。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（藤野博三君） 日程第5、報告第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（枝村 潤君） ただいま上程されました報告第3号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第3号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました令和6年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和6年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の内容につきましては、歳出において総務費及び保険給付費並びに国民健康保険事業費納付金の確定見込みによる不用額の減額と財源の組替え計上を行ったものでございます。

また、歳入につきましては、各経費の特定財源となります国庫支出金、道支出金及び一般会計繰入金の確定見込み並びに繰越金により収支の調整を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第3号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年5月27日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和6年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度余市町の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それ

ぞれ3億5,303万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,552万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。4ページをお開き願います。下段でございます。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、2目連合会負担金、補正額ゼロ円、3目特別対策事業費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

1款総務費、4項趣旨普及費、1目趣旨普及費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

2款保険給付費、1項保険給付費、1目療養諸費、補正額2億9,172万円の減、18節負担金補助及び交付金2億9,172万円の減につきましては、療養給付費及び療養費の確定見込みによる減額補正でございます。

2目高額療養費、補正額6,131万円の減、18節負担金補助及び交付金6,131万円の減につきましては、高額療養費及び高額介護合算療養費の確定見込みによる減額補正でございます。

3款国民健康保険事業費納付金、1項国民健康保険事業費納付金、1目医療給付費分、補正額ゼロ円、2目後期高齢者支援金等分、補正額ゼロ円、3目介護納付金分、補正額ゼロ円、1目から3目までにつきましては財源の組替え計上でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。3ページをお開き願います。2、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目国民健康保険税、補正額4,423万1,000円の減、1節医療給付費分現年課税分3,009万円の減、2節後期高齢者支援金分現年課税分1,127万1,000円の減、3節介護納付金分現年課税分287万円の減までにつきましては、国民健康保険税の確定見込みによる減額補正

でございます。

4款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、補正額3億5,303万円の減、1節保険給付費等交付金（普通交付金）3億5,303万円の減につきましては、保険給付費等交付金（普通交付金）の確定見込みによる減額補正でございます。

次のページをお開き願います。5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額545万8,000円の減、1節一般会計繰入金230万3,000円につきましては、一般会計繰入金の確定見込みによる補正計上でございます。2節保険基盤安定繰入金758万6,000円の減につきましては、保険基盤安定繰入金の確定見込みによる減額補正でございます。3節未就学児均等割保険税繰入金3万6,000円につきましては、未就学児均等割保険税繰入金の確定見込みによる補正計上でございます。4節産前産後保険税繰入金21万1,000円の減につきましては、産前産後保険税繰入金の確定見込みによる減額補正でございます。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額4,957万4,000円、1節繰越金4,957万4,000円につきましては、繰越金の補正計上でございます。

8款国庫支出金、1項国庫補助金、1目社会保障・税番号制度システム整備費補助金、補正額11万5,000円、1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金11万5,000円につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る周知用リーフレット作成に要する経費に対する補助金を補正計上ものでございます。

以上、報告第3号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第3号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（藤野博三君） 日程第6、報告第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（枝村 潤君） ただいま上程されました報告第4号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第4号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました令和6年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和6年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容につきましては、歳出において事務費の確定見込みによる減額及び後期高齢者医療広域連合納付金の確定見込みによる減額を行ったものでございます。

また、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料及び国庫補助金並びに一般会計繰入金等により収支の調整を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第4号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年5月27日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和6年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度余市町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,025万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,875万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

初めに、歳出からご説明申し上げます。4ページをお開き願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額28万9,000円の減、10節需用費10万円の減及び11節役務費18万9,000円の減につきましては、一般管理費の確定見込みによる減額補正でございます。

1款総務費、2項徴収費、1目徴収費、補正額35万3,000円の減、10節需用費11万2,000円の減、11節役務費21万8,000円の減、12節委託料2万3,000円の減につきましては、徴収費の確定見込み

による減額補正でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額942万円の減、18節負担金補助及び交付金942万円の減につきましては、事務費負担金及び保険料等負担金の確定見込みによる減額補正でございます。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、補正額18万8,000円の減、22節償還金利子及び割引料18万8,000円の減につきましては、過年度支出金の確定見込みによる減額補正でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。2 ページをお開き願います。下段でございます。2、歳入、1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料、補正額602万3,000円の減、1 節現年度分特別徴収保険料602万3,000円の減につきましては、現年度分特別徴収保険料の確定見込みによる減額補正でございます。

2 目普通徴収保険料、補正額93万2,000円、1 節現年度分普通徴収保険料190万8,000円及び2 節滞納繰越分普通徴収保険料97万6,000円の減につきましては、滞納繰越分普通徴収保険料の確定見込みによる補正計上でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目督促手数料、補正額2,000円、1 節督促手数料2,000円につきましては、督促手数料の確定見込みによる補正計上でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目調整交付金、補正額2 万3,000円の減、1 節調整交付金2 万3,000円の減につきましては、調整交付金の確定見込みによる減額補正でございます。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金、補正額115万円の減、1 節事務費繰入金115万円の減につきましては、事務費繰入金及び広域連合事務費繰入金の確定見込みによる減額補正でございます。

2 目保険基盤安定繰入金、補正額402万1,000円の減、1 節保険基盤安定繰入金402万1,000円の減につきましては、保険基盤安定繰入金の確定見込みによる減額補正でございます。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額22万1,000円、1 節繰越金22万1,000円につきましては、繰越金の補正計上でございます。

6 款諸収入、2 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、補正額18万8,000円の減、1 節保険料還付金18万8,000円の減につきましては、保険料還付金の確定見込みによる減額補正でございます。

以上、報告第4号につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13番（ジャストミートあたる君） 2 ページの下段、歳入なのですが、1 款に特別徴収と普通徴収というのがあるのですが、ちょっと調べたら普通徴収から特別徴収のほうに移行するという、年金から天引きできない人と天引きできる人をまたぐという形になると思うのですが、数字を見たら特別徴収が減って普通徴収が増えているというか、プラスになっているので、実はこれ特別徴収から普通徴収に移行しているのではなかろうかというふうに思われるのですが、そこら辺のご説明よろしくをお願いします。

○保険課長（枝村 潤君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問に答弁申し上げます。

ただいま保険料の徴収の部分での科目の取扱いの部分でございますが、お見込みのとおりそういった移行されている方もおりますし、様々な要因が考えられております。このたびの補正予算につきましては、歳出で確定見込み、さらに歳入の確定見込みで補正予算を調整したものでございまして、

て、その一般財源となる保険料にも財源を求めた部分がございますので、ご理解願います。

○13番（ジャストミートあたる君） 枝村課長、マスクしていて声ちっちゃくてよく聞こえないのですけれども、もうちょっと大きい声で話していただきたいと思います。

これ単純に人数が減っているのか、人数減らずに移行しているのかということもう一度お願いします。

○保険課長（枝村 潤君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問に答弁申し上げます。

この歳入の積算に当たっては、人数は当然あれなのですけれども、先ほど申し上げた特別徴収から普通徴収に移行する方、さらにはその逆もあるかと思っています。ただ、そういった部分で積算した内容になってございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第4号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第4号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（藤野博三君） 日程第7、報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（後藤将人君） ただいま上程されました報告第5号につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

報告第5号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました令和6年度余市町水道事業会計補正予算（第6号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

その補正内容につきましては、収益的収入、他会計補助金につきまして令和6年度の一般会計補助金の確定による所要の増額補正を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年5月27日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和6年度余市町水道事業会計補正予算（第6号）。

第1条 令和6年度余市町水道事業会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款水道事業収益、既決予定額7億1,407万8,000円、補正予定額7万円、計7億1,414万8,000円。

第2項営業外収益、既決予定額1億2,512万6,000円、補正予定額7万円、計1億2,519万6,000円。

第3条 予算第8条に定めた一般会計から補助を受ける金額「4,747万9,000円」を「4,754万9,000円」に改める。

次のページをお開き願います。次に、令和6年度余市町水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。

令和6年度余市町水道事業会計予算実施計画。

収益的収入及び支出、収入、補正額のみ申し上げます。1款水道事業収益、補正額7万円、2項営業外収益、補正額7万円、2目他会計補助金、補正額7万円につきましては、令和6年度の一般会計補助金の確定による増額補正でございます。

以上、報告第5号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第5号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（藤野博三君） 日程第8、報告第6号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長（後藤将人君） ただいま上程されました報告第6号につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

報告第6号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました令和6年度余市町下水道事業会計補正予算（第5号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

その補正内容につきましては、資本金的収入につきまして令和6年度の工事負担金の確定による負担金の減額補正並びに企業債の減による所要の減額補正を行ったものでございます。

また、収益的収入、他会計補助金につきまして令和6年度の一般会計補助金の確定による所要の増額補正を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第6号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年5月27日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和6年度余市町下水道事業会計補正予算（第5号）。

第1条 令和6年度余市町下水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款下水道事業収益、既決予定額8億947万2,000円、補正予定額756万2,000円、計8億1,703万4,000円。

第2項営業外収益、既決予定額5億1,468万7,000円、補正予定額756万2,000円、計5億2,224万9,000円。

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1億5,790万5,000円」を「1億7,778万円」に、当年度分損益勘定留保資金「9,822万4,000円」を「1億1,809万9,000円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款資本的収入、既決予定額21億2,999万円、補正予定額1,987万5,000円の減、計21億1,011万5,000円。

第3項負担金、既決予定額5億3,492万4,000円、補正予定額1,477万5,000円の減、計5億2,014万9,000円。

第5項企業債、既決予定額6億1,780万円、補正予定額510万円の減、計6億1,270万円。

第4条 予算第9条に定めた一般会計から補助を受ける金額「3億3,643万8,000円」を「3億4,400万円」に改める。

次のページをお開き願います。次に、令和6年度余市町下水道事業会計予算実施計画についてご

説明申し上げます。

令和6年度余市町下水道事業会計予算実施計画。

収益的収入及び支出、収入、補正額のみ申し上げます。1款下水道事業収益、補正額756万2,000円、2項営業外収益、補正額756万2,000円、2目他会計補助金、補正額756万2,000円につきましては、令和6年度の一般会計補助金の確定による増額補正でございます。

資本的収入及び支出、収入、補正額のみ申し上げます。1款資本的収入、補正額1,987万5,000円の減、3項負担金、補正額1,477万5,000円の減、2目工事負担金、補正額1,477万5,000円の減につきましては、一般会計工事負担金の確定による減額補正でございます。

5項企業債、補正額510万円の減、1目企業債、補正額510万円の減につきましては、企業債の確定に伴う減額補正でございます。

以上、報告第6号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第6号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第6号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時05分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（藤野博三君） 日程第9、議案第1号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○まちづくり計画課長（二木二郎君） ただいま上程されました議案第1号 工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびご提案申し上げます工事請負契約の締結につきましては、令和7年度町営住宅黒川団地外壁改修工事（東棟）であります。町営住宅黒川団地は、平成4年の建設から33年が経過し、屋上や外壁面からの雨水の浸入や外壁躯体のひび割れ等の劣化が進行していることから、余市町公営住宅等長寿命化計画に基づき国の社会資本整備総合交付金を活用し、改修事業を進めております。本工事内容としましては、東棟の外壁防水塗装改修、外部建具回りのシーリング改修、バルコニー手すり支柱やポーチ部の改修等を行い、防水性の向上による建物の長寿命化や安全性の向上を図るものであります。

なお、令和5年度に屋上全面の防水改修工事を実施済みであり、今後残る西棟の外壁改修工事を行い、一連の改修事業を終える予定であります。

去る5月8日に公募型指名競争入札に付しましたところ、落札により受注者が決定しましたことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき本会議にご提案申し上げる次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第1号 工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年余市町条例第15号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年5月27日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、契約の目的、令和7年度町営住宅黒川団地外壁改修工事（東棟）。

2、契約の方法、公募型指名競争入札。

3、契約金額、一金6,039万円也。

4、工期、自令和7年5月29日、至令和7年11月28日。

5、契約者、余市町長、齊藤啓輔。

6、契約の相手方、余市郡余市町沢町1丁目10番地、中山建設株式会社代表取締役、中山善彦。

以上、議案第1号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13番（ジャストミートあたる君） 参考資料3の業者名のところに赤石・和田特定共同企業体とあるのですが、これ恐らくジョイントベンチャーのことだと思うのです。ジョイントベンチャーの場合、補えない技術、例えばAという工法だったり、Bという基礎だったりというのをお互

い足りないところを持ち合わせてやるのがジョイントベンチャーだと僕は思っているのですが、赤石と和田というのは建設会社と思うのですが、どういった得意分野でジョイントベンチャー組んでいるのかお示してください。

○まちづくり計画課長（二木二郎君） 13番、ジャストミートあたる議員からのご質問にご答弁申し上げます。

今回1業者がジョイントベンチャーを組んだというところでございますけれども、こちらにつきましては今回公募型指名競争入札ということで2社でも応札が可能という条件で出しているところでございます。それぞれの事業者さん、業者さんによっては、例えば人繰りがつかないだとか、そういったものでジョイントベンチャーを組むケースもあるかと思っておりますけれども、詳細については我々のほうでは把握をしていないというところでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第10、議案第2号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（後藤将人君） ただいま上程されました議案第2号 工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびご提案申し上げます工事請負契約の締結につきましては、令和7年度重要給水施設配水管更新工事であります。概要といたしましては、黒川町20丁目15番7地先から黒川町19丁目15番10地先に布設されております口径100ミリメートルの配水管1,088メートルを耐震性のある水道管に更新することにより重要拠点への給水を確保するものであります。去る5月8日に公募型指名競争入札に付しましたところ、落札により相手方の決定を見ましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるべくご提案申し上げます次第であります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年余市町条例第15号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年5月27日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、契約の目的、令和7年度重要給水施設配水管更新工事。

2、契約の方法、公募型指名競争入札。

3、契約金額、一金9,614万円也。

4、工期、自令和7年5月30日、至令和8年2月10日。

5、契約者、余市町長、齊藤啓輔。

6、契約の相手方、堀川・高橋特定共同企業体、代表者、余市郡余市町港町197番地3、株式会社堀川管工設備工業代表取締役、堀川一。

以上、議案第2号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13番（ジャストミートあたる君） 参考資料2の平面図なのですが、黒線で引っ張ってあるところが水道管の新工事だと思っておりますけれども、耐用年数何年目なのかというのが知りたいです。すねというのが1点と、黒い線が水道管だとするならば、中央で折り返しの部分があるのですけれども、なぜ同じようなところに水道管2本引っ張っているのかというのを教えていただきたい。

あと、ダクトイルGX管というのが鋳鉄管と言われているもので、可撓性と耐震性が、ジョイント部分だと思っておりますけれども、5メートルとなっているのですけれども、何か所使われているのかというのをお示しいただきたい。

○水道課長（後藤将人君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問に答弁申し上げます。

1点目の今回布設替えを行う管の年数ですけれども、当該管につきましては平成13年から15年の間に整備した管でございます。

2点目の黒塗りの部分で道路横断部分があるというご質問ですけれども、一応一部既設管のほかには新設管を入れておりまして、今回図面の下の方からいきますと右側のほうに黒く塗られていると思うのですけれども、もともとは左側の歩道の下に既設管が入っております。右側のほうにつきましては、新設管を入れてそのまま南2線まで行

くような形で、協会病院のほうに新たに新設管を入れますので、その分道路横断をして協会病院のほうにつなげるというような予定をしております。

3点目のダクトイルGX管につきましては、道路横断の部分がダクトイルGX管5メートルになっておりまして、ここにつきましては浅い層のところには管を入れることから、耐久性のあるダクトイルGX管を入れるという予定をしております。なお、このダクトイルGX管も耐震性のある管になっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○13番（ジャストミートあたる君） 平成13年から15年に布設したとありますが、1つは耐用年数が過ぎた状態で取り替えているのか、耐用年数に至らない状態で取り替えているのかということをごさらにお聞きしたいというのと、協会病院側の古いところに併設されている、新しく新設することにより、協会病院側に布設されている旧配管というのは使われるのでしょうか、このまま、それとも新設管で補われるのでしょうかというところが知りたいです。

以上2点です。

○水道課長（後藤将人君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問に答弁申し上げます。

平成13年から15年に当該管につきましては布設されておるのですけれども、法で定める耐用年数40年になっておりますので、それを経過はしてございませんが、この路線につきましては重要給水施設ということで耐震化計画に基づいて国の交付金をいただいて整備している箇所ですので、耐用年数は過ぎていないのですけれども、一応整備を行うという形になっております。

あと、2点目の既設管を残すのかというご質問ですけれども、基本的には新設管のほうに移行はするのですが、既設管をすぐ撤去するわけではな

くて、何かあれば対応できるような形で当面の間残しておくというような形を取りますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第11、議案第3号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（井上健男君） ただいま上程されました議案第3号 工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたび提案申し上げます工事請負契約につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、令和7年度除雪作業車等保管倉庫建設工事につきまして予定価格が5,000万円以上の請負工事となりますことから、議会の議決を求めるもので

ございます。除雪作業車等保管倉庫につきましては、現在の保管倉庫を使用開始してからおよそ60年が経過しており、老朽化が著しく修繕が困難な状況となっており、更新が必要なものであります。本件保管倉庫には、除雪機械や緊急時、災害時等に即時対応できるよう資機材が保管されており、道路の維持業務の即時性ないし機動力を確保するために建設するものであります。工事の概要といたしましては、鉄骨造平家建てで、延べ面積459.91平方メートルとなっております。本提案に先立ちまして、去る5月20日に執行されました公募型指名競争入札にて受注者が決定しましたことから、このたびご提案申し上げるものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年余市町条例第15号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年5月27日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、契約の目的、令和7年度除雪作業車等保管倉庫建設工事、構造、鉄骨平屋建て、延べ面積459.91平方メートル。

2、契約の方法、公募型指名競争入札。

3、契約金額、一金2億471万円也。

4、工期、自令和7年6月3日、至令和8年3月27日。

5、契約者、余市町長、齊藤啓輔。

6、契約の相手方、赤石・中山特定共同企業体、代表者、余市郡余市町大川町11丁目40番地、赤石建設株式会社代表取締役、赤石達也。

以上、議案第3号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13番（ジャストミートあたる君） 参考資料1の、先ほど耐用年数が限界にきたので、新設するということだったのですが、ここの既存車庫というのがあると思うのですが、何年目なのですか、造ってから。耐用年数を何年ぐらいオーバーして今取り替えるのかというのをお聞きしたいです。

それと、記という2ページ目に鉄骨造り平家建てとあるのですが、そして参考資料3に立面図があるのですが、鉄筋といいながら側面見るとスチール製なのかなと思うのですが、ここの部分はコンクリートなののでしょうか、それともスチール製なののでしょうか、そこのところお伺いしたいです。

○建設課長（井上健男君） 13番、ジャストミートあたる議員からのご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の既存の倉庫についてどのぐらいの年数が経過しているかというご質問でございます。こちらにつきましては、およそ60年が経過してございます。

2点目の外壁材の材質等についてでございます。こちらにつきましては、鉄筋ではなく鉄骨造りでございますので、鉄製となっておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○13番（ジャストミートあたる君） では、側面は全部鉄でいいのですね。もう一度お願いします。

それと、平面図なのですが、この図面一応描かれているものを全部若干、素人ですが、調べたら1億かからないと出てきたのですが、それに対して2億というのはちょっとお金かかり過ぎではないかなと思うのですが、そこのところご説明していただきたい。

あと、今までの車庫が60年で建て替えということになったのですが、今回の工法でいくと新しくできるのもこの先60年もつという見込みで造るのでしょうか。よろしくお願いします。

○建設課長（井上健男君） 13番、ジャストミートあたる議員からの再度のご質問に答弁いたします。

まず、1点目、外壁材の材質ということでございますけれども、こちらにつきましては外壁につきましては鉄製、スチール製ということでございます。

2点目につきましては、工事の請負金額の点でございます。こちらにつきましては、当該工事につきまして北海道建設部及び国土交通省の積算基準、積算要領に基づき適切に工事価格を算定しておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

3点目でございます。こちらの耐用年数等のご質問でございます。今回建て替える建物につきましては、およそ60年が経過してございます。耐用年数につきましては、鉄骨造りということでございましたら31年ということになってございます。こちらにつきましては、あくまで指標でございまして、日々の適切な維持管理や定期的な点検、保守により長寿命化を図り、少しでも長く使用していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○13番（ジャストミートあたる君） ということは、もう一つ今の答弁でちょっと気になったのですが、では今までの使っていた耐用年数60年過ぎたという車庫は外壁は何でできているのでしょうか。鉄筋コンクリートなのかスチール製なのか、今の車庫の外壁は何でできているのでしょうか。

○建設課長（井上健男君） 13番、ジャストミートあたる議員からの再度の質問にご答弁申し上げます。

既存の建物の外壁の材質ということのご質問で

ございます。こちらにつきましては、基本的に木造の建物となっております、外壁につきましては木ないしモルタル等で造られておるものでございます。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第12、発議案第1号 余市町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○6番（庄 巖龍君） ただいま上程になりました発議案第1号 余市町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびご提案申し上げました余市町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案は、刑法等の一部を改正する法令が令和7年6

月1日から施行されることに伴い、改正後の法令と整合を図るため、余市町議会の個人情報の保護に関する条例について所要の改正を行うため提案するものであります。

なお、各議員のお手元に議案が配付されておりますので、議案の朗読は省略させていただきます。

以上、発議案第1号につきまして、その内容のご説明を申し上げましたので、議員各位におかれましてはよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案趣旨の説明とさせていただきます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

○13番（ジャストミートあたる君） 旧懲役刑から新拘禁刑になるということは、これは罪が軽くなるという認識でよろしいのでしょうか。

○6番（庄 巖龍君） これは、国の法改正に伴うことであって、あくまで懲役刑から拘禁刑ということについて、刑の重い軽いとかということではなくて、国からの指標に伴いまして、余市町もこの国の指針に従いまして整合性を取るために改正を行うということであって、刑法におけるところの重い軽いとか、そういったことではございません。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、発議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより発議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、発議案第1号 余市町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和7年余市町議会第4回臨時会を閉会いたします。

閉 会 午後 2時35分

上記会議録は、中山書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 12番 藤 野 博 三

余市町議会議員 8番 川 内 谷 幸 恵

余市町議会議員 9番 土 屋 美 奈 子

余市町議会議員 10番 伊 藤 正 明